

禹氏邊山の玉

榎

一 雄

一

逸周書卷七王會篇に四方の諸民族或いは諸部族が成周即ち最盛時代の周にそれぞれ献上した動植物を列挙している中に

禹氏駒騮

の句が見える。これは禹氏の獻上したのが駒騮といふ馬の一種であったという意味である。この禹氏については何秋濤（一八二四—一八六二）の王會篇箋釋卷下に

禹月一聲之轉。禹氏蓋月氏也。

と言つてゐる推定が今まで廣く採用されてゐる⁽¹⁾。そして桑原隠藏博士は管子に再三禹氏のことが見え、その揆度第七十八に

禹氏邊山の玉 榎

第六十六卷 一〇九

北用禹氏之玉、南貴江漢之珠。

とあり、多くの場合、禹氏は西北の戎で、玉の產地として伝えられていることを指摘し、秦漢の際に、月氏の根據地は今のが爾で、天山南路の門戸を扼し、天山南路産の玉はこの地を通過して支那内地に輸入されていたので、かの玉門といふ名稱も、この事実に因んでつけられたものらしいこと、古來玉の產地として支那に知られていたのは、今の和闐を中心とする天山南路一帶の地方であることから、禹氏と月氏とはその字音の似ている外、その位置その產物より推して、兩者を同一と認めることが可能であることを確め得るとせられた。⁽²⁾

月氏の住地が甘肅で、玉の產地が和闐を中心とする天山南路一帶であるとすると、玉は月氏の地を通過して支那内地に輸入されたとしても、月氏は玉の產地であったとは言えない。そこで松田壽男博士は「禹氏の玉」即ち「月氏の住地から玉を産した」というのは、禹氏即ち月氏が和闐地方から産する玉を輸入し、これを漢人に転売していたことを示したもので、西域・支那間の商品中継者としての月氏の役割を遺憾なく表しているといわなければならぬと論ぜられた。⁽³⁾

松田博士は禹氏すなわち月氏の住地に関して学界に異説の多いことを指摘し、

それは史記卷一二三「大宛列伝」に「始め月氏は敦煌・祁連の間に居れり」とある句の解釈如何にかかっているようである。私は張守節(史記正義)が「始め月氏は敦煌以東、祁連山以西に居れり」と解し、また別条で「涼・甘・肅・瓜・沙等の州は本と月氏國の地なり」と主張したのを正しいと見るものである。しかばれば今のが爾省の西部、すなわち武威、張掖、酒泉、安西、敦煌の地であり、支那から西域に通ずる要路として古

今に通じて最も重要視せられたところである。かように考えると、禹氏の玉なる言葉は、西方産の玉が支那に輸送される商路の中間に禹氏すなわち月氏が存在したからこそ生じたものにはかならない。

と記された。⁽³⁾ そして禹氏が玉の产地であると誤解されたのは月氏が玉貿易の中継者であつたためであるという解釈と、月氏の住地を河西にあつたとする張守節の解釈との正しいことを、「蘇子の貂裘と管子の文皮」（早稻田大学大学院文学研究科紀要、三、昭和三十二年十月、一〇三頁）と「絹馬交易と『禹氏の玉』—最古のシルク・ロードについて—」（東洋史研究、第二十六卷第一号、昭和四十二年六月、三〇—五七頁）に反覆強調せられた。

博士は前漢書卷二八地理志下安定郡の一県月氏道は、前漢書卷十九百官公卿表に、「列侯の食する所の縣を国」とい、皇太后・皇后・公主の食する所を邑」とい、蛮夷有るを道と曰う」とあるのに従つて、月氏の降人の配置されたところとする解釈（王先謙「漢書補注」）を斥け、後漢書卷二八百官公卿表上に「凡そ縣の蛮夷を主（つかさ）どるを道と曰う」とあるように、「特別に異族と政治的な結びつきをもつ点」、「裏を返せば、それは必ずしもその異族の本拠や集団居住地に限らず、むしろ彼らと密接な関連をもつ地点をいうと解すべきである」とし、「前漢書の地理志や後漢書の郡国志にはこの種の地名がたくさん載つてゐるが、それらを調べてみると、この考え方を裏付ける事実が得られる」とその実例を列举しておられる。博士によれば、月氏道は月氏族が配置されていたからそう名付けられていたのではなく、その地が月氏の住地に通ずる入り口であつたからこそこの名で呼ばれていたのであるといふのである。そして博士はこの地を唐代の烏蘭県（今の甘肃省靖遠県西南）附近に当て、この地が古くから本土と河西との往来を掌つていたために、この名を残したのである、⁽⁴⁾ とせられた。桑原博士の所説は松田

博士によつて更に一步を進められ、落着くべき所に落着いた觀がある。

一方、一九二五年（大正十四年）、王国維は「月氏未西徙大夏時故地考」を書いて、

管子と禹氏と玉との密接な結びつきを示してゐる幾つかの記事は、漢の文帝（前一〇八—前一五七）・景帝（前一五七—一四二）の頃に作られたもので、その時月氏は敦煌・祁連の間を去つて西方に移り、且末・于闐の間に在つたのである。玉は禹氏に起るといふ管子の記事はそれを示すものである。

とした。王氏は月氏が甘肅の西辺から大夏に移るのに、且末・于闐を結ぶ漢書西域伝の南道によつたことは管子の記事によつて明らかであると論じた。王氏は更にこれを補う根拠として、

(一)「月氏が河西から西移する際」其の余の小衆「去る能わざるもの」留りて南山に保つと伝えられている」と、
(二)月氏が葱嶺を踰えた時、大宛・康居を臣とせず、大夏を臣としたこと、

(三)月氏の遷徙の迹が大夏と同じであること、
の三点を挙げてゐる。この中、第三点については、

大唐西域記、于闐尼壞城東行四百余里、有覩貨遷故國。

といふ注を加えてゐるから、氏は月氏と覩貨遷とを同一氏族と見たのである。氏はこの論文の結語として、

則ち月氏東のかた敦煌・祁連の間を去りての後、西して大夏に居るの前、其の居必ず且末・于闐の間に在りしこと、従つて知るべきなり。以前、意を管子の紀事に留むる者無かりしにより、故(一)とそらに數語を略綴して以つてこれを記す。

と述べてゐる。これに対し、ペリオは「到底賛成しかね(Je ne suis plus éloigné de l'admettre également)」と評したが、(6) 郭沫若は

今王国維の觀堂別集補遺を考へるに、「月氏未西徙大夏時故地考」有り。亦禹氏を以て月氏と為し、並びに禹氏の玉を産する所以の由を言ひ、管子輕重諸篇の年代に及ぶ。其の説甚だ重視すべし。今整録する」と次の如し。

と王氏の見解を甚だ重視すべきものとして、その要点を採録して管子集校（国蓄篇第七十三）の注に加えて(7)いる。輕重篇を王莽の時の作とする馬非百氏はその管子輕重篇新詮に王国維のこの篇を文景間の作とする見解は斥けながらも、輕重篇の記事によつて月氏西徙の道筋を探ろうとする王説に大いに敬意を表し、同じくその要領を摘録している。(8) いずれにしても、王氏は禹氏の玉が月氏が玉の産地に居たことを意味しているとし、その玉の産地を且末・于闐地方と解したのである。

一一

れて逸周書卷七王會篇の末には「伊尹朝獻商書」なるものを附録し、商（殷）の湯王が伊尹をして正東・正南・正西・正北の四方の諸外族からの朝貢品を規定させたいわゆる四方獻令を掲げ、その正北の外族について正北の空同・大夏・莎車・姑他・旦略・豹胡・代・翟・匈奴・樓煩・月氏・熾犁・其龍・東胡は、請う橐駕・白玉・野馬・駒駒・駄駒・良弓を以つて獻と為せしめん。

と言つたのに対し、湯王が善しと答えたことを記して月氏を正北の一民族に数え、穆天子伝卷一には穆王が禹知という民族（か土地か）に至つたことを記し、

己亥、至于焉居・禹知之平。

と記している。⁽⁹⁾ 王国維は禹氏・禹知を共に月氏を示すものとし、その住地を鴈門の西北、黄河の東に当ると考え、逸周書・穆天子伝は何れも戦国時代の作であろうという理由から、これらは月氏が戦国時代に支那の西北にいたことを示すものであるとし、降つて秦漢の時代には史記大宛伝に言う如く、敦煌・祈連の間に移つたのであろうとした。その次の住地は「禹氏の玉」の示す「且末・于闐の間」であるというのである。

逸周書王會篇の附録伊尹朝獻商書の記事に漢の武帝の時かそれ以後になつて始めて漢民族に知られた大夏・莎車の名が含まれているのを見ると、それが武帝の時の時代かそれ以後に成立した記事であること明瞭である。

また穆天子伝卷一の焉居・禹知の平野は、甲午の日に陰の閼隘（閼所のある坂）を絶（わたる即ち越え）て、その五日後の己亥に至つた所で、陰は郭璞の注によると西陰即ち鴈門であろうといふ。穆天子伝には天子は焉居・禹知から二日にして崩に至つたといい、崩はこれを今日の帰化城に当てる説もある。従つて焉居・禹知を鴈門の西北、黄河の東に当てる王国維の説はこれに基づいた推定であろう。禹は山海經卷一南山經に

南山經（經は衍字）の首を誰（鵠即ち雀）山と曰い、西海の上に臨む。桂多く、金玉多し。草有り。其の状、韭の如くにして青華、其の名を祝余と曰う。之を食えば飢えず。木有り。其の状、穀の如くにして黒理あり。其の華は四(方を)照し、其の名を迷穀と曰い、之を佩ぶれば迷わず。獸有り。其の状、禹の如くにして白耳、

伏行人走し、其の名を狴犴（即ち猩猩）と曰ふ。之を食はば善く走る。麗脣（れいぜん）の水出づ。西流して海に注ぐ。其の名に育沛（郭璞の注に不明という）多し。之を佩ぶれば瘕（郭璞の注に、虫病をいうとあり）疾無し。

とある禹で、郭璞の注に

禹は獮猿に似て、大赤目にして長尾なり。今、江南の山中に多く有り。説く者有り。此の物の名を了（しら）ず、と。

禹、牛字に作る。図も亦牛形に作る。或いは猿に作る。皆之を失う。禹の字、音は遇。

とあり、⁽¹⁰⁾漢和辞典におながざると訓ずる。一解によれば焉居・禹知はこのおながざると関係ありとする。また顧実の穆天子伝西征講疏によれば、焉居禹知が一つの地名を示し、山西省の平魯の附近で、説文に焉を解して「鳥の黄色なるもの、江南に出づ」とある如く、焉という鳥の集る所とし、プルシエックは、王国維と同じく、黄河がオルドスのところで東に転ずる部分であるとしている。⁽¹¹⁾

穆天子伝は晉の咸寧五年（二七九）戦国の魏の襄王（前三一八—前二八九或いは安釐王前一七六—前一四三）ともいう）の墓から出土したいわゆる汲冢書の一つであるが、戦国時代（前四〇三—前二二）今の山西・河北の方面に拠つた韓・魏・趙の何人かの手に成った歴史小説（roman historique）であるというのが通論である。⁽¹²⁾禹知はその位置が鴈門の西に当たられるとしても、音が類似しているという以外に、それが月氏と同じであるという積極的根拠はない。

三

管子にはそのいわゆる輕重篇の五が處に禹氏の特産として玉を挙げた記事が見えてゐる。即ち

(一) 玉は禹氏に起る。(国蓄第七十三)

(二) 玉は牛氏(王念孫は禹氏の誤とし、張佩綸は方氏の誤とする)の邊山に起る。(地数第七十七)

(三) 北は禹氏の玉を用う(揆度第七十八)。禹氏邊山の玉は一筭(海内に産する七種の玉幣即ち高い貨幣価値を有する特產物の一種の意)なり。(全右)

(四) 玉は禹氏の邊山に起る。(全右)

(五) 玉は禹氏の旁(邊の誤字とされる)に出づ。(輕重乙第八十一)

がそれであるが、このほか禹氏と白璧とを結びつけて、

(六) 禹氏朝せんば、請う白璧を以つて幣と為さしめんか。……然る後、八千里の禹氏得て朝せしむべきなり。

(輕重甲第八十)

といふ句も見える。これらは何れも他の地域或いは民族の特產品とともに、それに高い貨幣的価値を与えることによつて、流通經濟を円滑にし、同時に周の中央政府がそれら諸地域を確實に支配することが出来るとする文章の一部である。

管子の成立年代については定説はない。それは春秋時代の齊の桓公(前六八五—六四三)の宰相管仲(前六四五歿)

の著と伝えられているが、恐らく戦国時代（前四五一一前二二一）の作であろうとするのが通論である。現行の管子は、漢書卷三十芸文志に管子八十六篇とあるのに同じく、八十六篇に分かれ、中九篇を闕いているが、大きく分けると管仲が自らその意見を述べた前半と、桓公と管仲の問答の形になつてゐる軽重篇と、その中間に置かれ、専ら人君の治道の心得を説いた管子解と題せられる部分との三部から成つてゐる。この第三部に当たる軽重篇について精密な研究を行い、その成立年代を王莽（前四五一一後二三、治世八一三）の時と定めたのが馬非百氏の管子軽重篇新詮（二冊、北京、中華書局、一九七九年十二月）である。

馬氏は

(一) 軽重甲第八十一に曲逆という地名の出でていることから、この篇は漢の高祖が匈奴に白登に囲まれた時、陳平の奇計によつて脱出し得たので、師を回す途中、曲逆を通過した際、陳平を曲逆侯に封じた高祖七年（前二〇〇）以前に成立したものでない。

(二) 軽重甲第八十四に魯の近傍に梁の在ることを記しているが、この梁は魏の都の大梁（今の开封）でなく、漢の武帝が賈誼の言を用いて泰山の南、高陽の東の大县四十余城を含む地域に淮陽王劉武を封じて梁王としたその梁で、移封のことは文帝十二年（前一六八）のことであるから、この篇の成立はそれ以前に遡り得ないものである。

(三) 軽重甲第八十一に「桓公曰く、『天下の国越より強きはなし、今寡人北して事を孤竹離枝に擧げんと欲す、越人の至ることを恐る、此を為すに道有るか』、と。管子対えて曰く、『君請う原流を退め、大夫は沼地を立て、

矩游を以つて樂を為さしめよ、則ち越人安んぞ敢えて至らん。(下略)』、とあるのは、越が漢の高后的没後、兵威を以つて閩越・西甌に賄遣し、漢と相拮抗する勢力となり、文帝の時陸賈の説に従つて漢に臣伏せしめようとしたが果らず、武帝に至つて北方の匈奴を索制しようとする時、越が常に後顧の憂を為していたので、漢は元鼎二年昆明池に樓船を浮べて水軍を訓練し、元鼎五年(前一二二)から六年(前一一一)にかけて越の地を平定して南海等の九郡を置いた事實を荀子の桓公の時代に溯及させて説いたもので、その記事が元鼎二年以後元鼎六年以前に成ったものであることを示している。

(四)更に、揆度第七十八に管子の言として、「今、天下兵を起して我に加つるや、臣の能く國を屬(=利)し名を定むることを謀る者あらば、壞を割きて封ぜよ。臣の能く車兵を以て進退し、功を成し名を立つる者あらば、壞を割きて封ぜよ。然らば則ち是れ天下は尽く君に封ぜられたるの臣なり。」〔その結果、封ぜられたる者の勢力が君を庄到するに至る故に、君の統制に服せず〕、君之を封ぜしに非る「〔状態となる〕」なり。天下に已に封ぜられたるの臣は十里なり」とあるのは、天下に封君が充満している有様を述べたものであつて、王莽が居撰三年(後八)翟義を鎮圧した時、詔を下して車騎都尉孫賢等五十五人を列侯に封じ、趙明・西羌等を鎮圧した時、侯伯子男凡べて三百九十五人を封じた事実(漢書卷八十四翟方進伝)を反映したものと考えられること、封地十里というのは古制に無いところで、王莽の始建于四年(一〇二)に附城五差の制を立て、諸侯の附城を衆戸九百、土方三十里の九成から七、五、三、一の各成に至る五等とし、各成の差を五とし(即ち五差)それぞれ方二十五、方二十、方十五、方十里としたその方十里を反映しているもので、王莽の時の制度に基づいた

ものと見られる。

として、揆度第七十八は王莽の時に作られたものとした。

四

こうした見方を一層確かめるために、馬氏は(一)高祖時代、(二)文帝時代、(三)景帝時代、(四)武帝時代、(五)宣帝時代、(六)王莽時代の制度や思想や状況を反映している事項と術語や特殊名詞とを軽重の諸篇の中から摘出して列挙した。

それによると、管子の軽重篇に高祖から王莽に至る前漢代の諸事実、諸制度が反映していることは疑う余地がないようである。

しかし、史記卷六十二管（仲夷吾）晏（平仲嬰）列伝の贊に

太史公曰く、吾管氏の牧民・山高・乘馬・軽重・九府及び晏子春秋を読む。詳かなる哉其の之を言うや。既に其の著書を見て、其の行事を観んと欲す。故に其の伝を次す。其の書に至りては世多く之れ有り。是を以て論ぜず。其の軼事を論ず。（下略）

とあって、司馬遷自身管子の軽重の篇を読んでいたと言い、さらに管子の書が世間に流布していたと述べている。軽重の諸篇が王莽の治世に成ったものであれば、司馬遷がそれを読んだというのは不審ではないか。また宣帝の時、賢良・文学と財政の実務を担当する官僚とが武帝の財政政策を批判した塩鉄論と管子との間に共通した辞句

文章の少くないところから、塩鉄論が管子を借りたと普通言はれているが、馬氏の見解はこれとも抵觸するのではないか。

これに対して馬氏は、管子は史記の貨殖伝・平準書及び塩鉄論を材料の一つとして書かれているもので、管子輕重篇は司馬遷は勿論、漢末の劉向すら見ていないのであるとし、史記には管晏列伝の記事のほかに、

桓公既に管仲を得て、輕重魚鹽の利を設く。(卷三十三齊太公世家)

管仲既に任じて斉に相たり。(中略) 輕重を尊び、權衡を慎しむ。(卷六十二管晏列伝)

管子(中略) 輕重九府を説く。(卷一百一十九貨殖列伝)

齊の桓公管仲の謀を用い、輕重の權を通す。(卷三十平準書)

と四か處に輕重の文字を用いていた記事があつて、宛かも輕重篇を司馬遷が見ているよつた感を懷かせるが、その意味するところは極めて漠然としていて、「詳しい哉其の之を言うや」との表現にも拘らず、管子の書を見ていたことを想はしめるものがないといふのである。司馬遷が管子を見ていなかつたとする馬氏の意見はやや説得力を缺くが、管子の書が時代とともに記事を追加して行つたことは否定すべきではないであろう。

中でも馬氏が管子を封建国家の統制経済政策を論じた書物であるとし、その記事には統制経済を創造し実行した漢の武帝の時代の歴史事実の反映と認められるものが特に多いとし、その最も顕著な事例五つを挙げてゐるは注目に値する。馬氏はその第三に「辺疆の四裔及び其の特産の反映」という項目を掲げて、禹氏の名の見える右に列示した六か處の文章に觸れ、次の如く論じてゐる。

「輕重甲」に吳・越珠象を産し、發・朝鮮文皮羨服を産し、禹氏白璧を産し、崑崙の虛璆琳琅玕を産し、而して其の地中國を距ること皆八千里と為すと言ふ。「地數」・「揆度」・「輕重乙」等の篇は、則ち「珠は赤野の末光に起り」、「玉は禹氏の邊山に起る」と言ふ。或いは曰く、「禹氏の玉」、或いは曰く、「禹氏邊山の玉」、或いは曰く、「玉は禹氏の旁山に起る」、或いは曰く、「玉は牛氏の邊山に起る」と。其の地は周を距ること皆七千八百里と為す。これらはすべて漢の武帝時代の疆土の情況を以て背景と為す者なり。「輕重甲」には「四夷朝せず」と書き出して、これを談話の首題としているが、これは漢の武帝以前の帝王の誰にしても口に出し得ない口吻である。しかも文中に列挙する四夷の国名とその方位とは、唯、漢の武帝時代の疆域だけが相当し得るものである。所謂吳・越は當然漢の武帝の時代の両粵を指して言つたものである。赤野末光はどこか明かでないが、赤野は或いは赤道の野光と書くべきもので、其の地は必ず南方に在り、これまた両粵に属する地方である。所謂發・朝鮮の中、發は即ち北發であつて、發と朝鮮とを連言しているのは、即ち漢の武帝の時の穢貊・朝鮮である可能性がある。所謂禹氏或いは牛氏については、禹と牛とは一音の転であつて、まさに漢の武帝の時代の大月氏を指しているのである。崑崙の虚に至つては、漢の武帝の時代にはこうした国名は無いけれども、「史記」の大宛伝に、「漢使河源を窮む、河源は干眞に出づ、其の山玉石多し、採りて来る、天子古の図書を按じて、河源の出づる所を名づけて崑崙と曰うと云う」とあるので、所謂「崑崙の虚」なる者は、今的新疆の和闐及び其れ以西の西域の各国を指して言つてゐるようである。崑崙と玉を出すところの河源とが、「和」闐に於いて聯系したのは漢の武帝の時に至つて始めて発生したのである。王國維は月氏が匈奴

奴に敗られたのが漢の文帝の四年に在り、西徙して大夏に移ったのが、武帝の初年であることから、月氏が匈奴に敗れて後、大夏に移る以前に必ず且末と于闐との間に居たものであると断定した。其の説は甚だ是である。但しこれによつて管子を漢の文帝、景帝の時代に作られたものと疑い、漢の武帝の時始めて知られた崑崙の虚及び武帝以後のその他の種々の事実を擇いて問わなのは、断章取義と言つべく、聯系に従つて問題を見ていいという非難を免がれることが出来ない。(上冊、一四一—五頁)

馬氏は揆度第七十八に

陰山の馬、駕を具うる者千乗。馬の平価万なり。金の平価万なり。

とあるのについて、漢書武帝紀に

元狩五年、天下の馬少し、牡馬を平するに匹ごとに二十万。

とあり、景武昭元成功臣表に

梁期侯当千、大始四年、壳馬一匹賈錢十五万にして平に過ぎ、五百以上を減せるに坐して、免ぜらる。

とあるのを引いて、馬に平均価格を設定したのは漢の武帝の時として始めて理解できるとし、陰山は本来匈奴に属していたのであるが、漢の武帝の太初三年光祿勳徐をして五原塞外に列城を築かせ、西北は盧朐に至らしめて、正式に漢の版図に収めたから、陰山の馬の平価はその年以後定められたものであり、同じく揆度第七十に

陰山の璫磧は一策なり。

とあるのも、同じく太初五年かそれ以前の記事と見るべきであると言つてゐる。

また管子を王莽時代の製作と見る馬氏は、その理由七か条を列挙し、その第七条に王莽時代特有の名詞術語七つを挙げている。その第一条は右の揆度篇に陰山の馬の平価について記したところに、

金の平価は万なり。

とあるもので、それは漢書食貨志に始建國二年（一〇）に

王莽の居攝するや漢制を変ず。（中略）真「天子の位」に即くや、（中略）黄金重さ一斤にして直（＝値）錢万。とある如く、王莽の時に定めたものであるとし、管子山至数第七十八と揆度第七十八とに言つ「江陽の珠」の江陽は、漢の犍為郡の江陽県（今の四川省瀘州市）か、江夏郡西陵縣（今の湖北省黃岡県の西北）を王莽が改名した江陽かのどちらかであるが、前者に珠を産した記録はないが、後者には漢書地理志に「西陵に雲夢官有り」と記されているように、雲と夢との二沢が今日の湖北省境の大江の南北に横たわつていて、珠を産したと考えられる理由があるので、王莽の改名した後者こそ「江陽の珠」の江陽に当るべきだとしている。即ち馬氏によれば、管子揆度第七十八に「江陽の珠」とあるのは同じ篇に「北は禹氏の玉を用い、南は江漢の殊を貴ぶ」とある「江漢の珠」と同じものを指しているのであるから、江陽は楊子江と漢水との流域にあつたとすべきで、その江夏郡西陵県に当てるべきだといふ。馬氏は江漢に珠を産したことの旁証として、呂氏春秋重口篇に

人、崑山の玉、江漢の珠を愛します。

とあり、淮南子説山訓に

江漢の珠を愛しまずして己の鉤を愛しむ。

とあるのをも挙げている。(上冊、二七一—八頁)

管子の輕重篇に列挙されている諸方の特產品が、漢の武帝の時代から王莽の時代に亘る知識を示していたとする馬非百氏の考説は、従うべきものであろう。

五

さて、これら特殊地域の特產品の中、禹氏の玉、或いは禹氏邊山の玉の禹氏を月氏の異訛とする見解が何秋濤以来行われ、殆どすべての学者がこれに従っていることは、この文章の始めに記した通りである。しかし、私はこれに對して早くから疑問を有つていた。漢民族が古くから玉を得ていたのはターリム盆地の南辺のコタン(Khotan)からではないか。禹氏は玉を中継販売していた月氏であるとするよりは、コタンそのものであると考えるのがより自然ではあるまいが。コタンの名は漢の武帝の時中央アジアとの交通が開けてから漢民族に知られた名である。即ち史記卷一二三大宛伝には張騫の第一回の奉使の報告の中に

(A) 大宛(中略) 東は即ち扞筭・于寘。于寘の西は則ち水皆西流して西海に注ぐ。其の東は水東流して塩沢に注ぐ。

とあり、第二回の奉使(烏孫王に漢の翁主を嫁せしめ、烏孫を東方甘肅の西部に移動させようとしたもの)の時のことをとして

(B) (張) 驚因りて副使を分遣し、大宛・康居・大月氏・大夏・安息・身毒・于寘・扞筭及び諸の旁国に使せし

む。

とあり、武帝が安息以下黎軒及び驪潛・大益・姑師・扞罕・蘇薤の諸国が漢に使節を派遣したのを喜んだことを記し、それに続けて

(○)漢使河源を窮む。河源は于實に出づ。其の山玉石多し。采(=採)りて来る。天子、古の図書を案じ、河の出づる所の山を名づけて崑崙と曰うと云う。

とあるように、(A)に二回と(B)・(C)にそれぞれ一回ずつと合計四回出て来るのが、支那記録での初出である。(A)は張騫が大夏から帰った元朔三年(前一二六)、(B)は同じく張騫の元鼎二年(前一五)の報告、(C)はその後の漢使の報告である。そしてこの眞の音は支義切即ちzhi(chih)である。(眞は俗に眞に作るが、康熙字典眞の字の条によると誤であるといふ。)従つて于眞はYü-zhi(Yü-chih)と音すべきであるから、禹氏Yü-shi(Yü-shih)は即ち于眞で、史記大宛伝に基づいてコタンに当る于眞を禹氏と改めて写したものであるまいか。月氏を用支とも書くことを思ひ合せると、氏と支とは同音と見てよい筈であるから、于眞=禹氏と見られることは愈々確かであろう。⁽¹⁴⁾

于眞は史記のどの旧版本にも、後に述べる唯一の例外を除いて、この文字で書かれている。否、大宛伝の本文ばかりではない。右に引用した本文(A)に施された注にも、集解に

徐広曰く、漢記に曰う、拘弥國は于眞を去ること三百里。

とあり、(A)に続けて「塩沢は地下を潜行す。其の南に則ち河源出づ」とある本文の索隱に

漢書の西南夷伝を案ずるに、云う、『河に兩源有り。一は葱嶺山に出で、一は于眞に出づ』、と。山海經に云

う、（中略）、郭璞云う、河は崑崙に出で、地下を潜行し葱嶺山干。實国に至つて、（中略）〔漢書〕西域伝に云う、于實は南山の下に在り、（中略）と。（後略）

更に条枝の条に引く正義に

（上略）女国は于實國の南一千七百里に在り。于實は京を去る九千六百七十里。（後略）

とある。これらの注によると、徐広（三五二—一四二五）の見た荀悦（一四八—一〇九）の漢記即ち漢紀にも于實と書き、索隱の著者司馬貞の見た漢書の西南夷及び西域伝には同じく于實と記していたのであり、正義の編者張守節も于實と書いていたことになる。正義はその序文によると開元二十四年（七三六）に完成したものであり、索隱は開元七年（七一九）以後、恐らくそれを距ること遠くない時期に出来上つたものと考えられている。⁽¹⁶⁾従つて現行の史記大宛伝のテキストが正しことすれば、唐代のにも于實と記されていたことになる。

といふが、史記卷一一衛將軍驃騎列伝（史記会注考証なら第二六頁第九行）の集解には衛青の攻めた匈奴の實顏山に注して、

徐広曰く、實音田。

とあり、索隱には右に引いた本文(A)に注して（史記会注考証なら第七頁第二行）、

實、音田、又音殿。

と記し、實は田tián (t'ien) 又は殿dián (tien) と音やべゑむゝとを注意してゐる。カールグレンによると、田・殿の唐代の長安音はそれぞれ⁽¹⁷⁾d'i'en及びd'i'en'又はtien'である。」の注記は徐

広及び司馬貞の手にした史記の本文には、實顔ではなく于窩と書いてあつたことを示している。徐広及び司馬真は實を田又は殿と音ぜよと言つたのではなく、窩をかく音ずべしと注している筈である。清の張文虎の校刊史記集解索隱正義札記に大宛伝の于窩を于窩と訂正し、

各本「實」に譌す。今正す。

と訂正しているが、それは恐らく索隱の實を田又は殿と音ずべしとする記事に基づいての訂正に相違ない。史記大宛伝の于窩はコタンを指していること疑いなく、コタンは漢書卷九六上西域伝に于闐に作り、王先謙がその漢書補注に

後漢〔書〕伝有り。亦魏志注〔即ち魏略西戎伝〕・晉・梁・後魏・周・隋・後晉・〔後〕漢・宋・明の紀伝、皆于闐或いは于窩に作る。唐書西域伝に于闐或いは瞿薩旦那と曰い、亦渾那と曰い、屈丹と曰う、北狄は于遁と曰い、諸胡は豁旦と曰う。今和闐直隸州と曰う。

と述べている如く、後漢書から明史に至るまでの正史に于窩或いは于闐に作り、王先謙には略してあるが、旧唐書卷一九八西域伝にも于闐に作っている。正史以外の諸記録にも字面は異なるが、コタンの音を示し、漢籍以外の西方の諸記録にもプトレマイオスの※*Kawawa*⁽¹⁸⁾、所謂カロシュティー文書の*Khotan*⁽¹⁹⁾を始め、コタンの名で標示されていることは、記すまでもないであろう。従つて史記大宛伝の于窩は誤記であつて、于窩と書くのが正しいのである。

窩は説文七下に

禹氏邊山の玉

榎

竇は筭なり。

とあり、填の本字で、「ふさぐ」という意味である。眞は説文に後代追加された文字であつて、

眞は置なり。

とあり、康熙字典に列挙せられている唐韻・集韻・韻会・正韻の諸字書に「納れる」、「安著させる」、「止める、疣する」等を意味すると説明されている。説文には本来採録されていなかつたが、詩經・左伝・周礼にも用例があり、漢代以前から行われていた文字である。

ところが、史記には竇の文字は見えず、すべて眞が用いられている。旧刊本での唯一の例外は景祐監本の史記（集解本）の大宛伝の前引(B)の記事（景印本七丁右第三行）に于竇の字面が見え、

分遣副使、使大宛・康居・大月氏・大夏・安息・身毒・于竇・扞桀及諸旁国。

とあるものである。なお瀧川氏の史記会注考証の大宛伝の条（七頁第七行）に于竇と記したところがあるが、景祐監本を始め史記のどの版本にもこの部分を于竇と記したものはないから、会注考証の誤記であるとしか思はれない。標点本に大宛伝の眞をすべて竇に作つてゐるのは編者による改訂である。また和譯本の中に于眞と書いて「うてん」と訓ませているのも正確を缺く。史記には眞とあるのを漢書には闐或いは竇に作つてゐる。即ち史記大宛伝の于眞を漢書西域伝には于闐に作つてゐるのを始め、史記卷一一衛將軍驃騎列伝に、衛青が元狩四年匈奴を伐つた時の記事に

遂に眞・顏山の趙信城に至り、匈奴の積粟を得て軍に食わしむ。

とある眞顏山を、漢書卷五五衛青伝、卷九四上匈奴伝、卷六武帝本紀に竇顏山に作つてゐる。しかるに史記卷一〇匈奴伝には同じことを記して、

北して闐顏山の趙信城に至つて還る。

とあり、ここでは史記に闐顏山とあるのを、漢書に竇顏山に作つてゐるのである。瀧川氏の史記会注考証はこの部分に

何倬曰、直北、漢書、闐顏作眞顏、丁謙曰、眞顏山、蓋杭愛山南面之一支、趙信城在此山間、
と注している。一見すると何倬の見た漢書には眞顏に作つていたように思はれるが、義門讀書記卷六（八丁右）を
検すると、これは何倬が漢書匈奴伝の「北至眞顏山趙信城而還」に施した注で、それも本文の北が「直北」を意
味すると言つてゐるだけなのであって、「漢書、闐顏作眞顏」というのは、瀧川氏自身が加えた注である。しかも
何倬は漢書に竇顏山とあるのを誤つて眞顏山と記したもので、実はこの部分を眞顏山と記した漢書は見当らない
のである。

六

このようを見て來ると、史記には眞と竇と闐の字がtiān (t'ien), diān (tien) の音を表はすために、混用されてい
ることが知られる。この中竇と闐とは同音であるが、眞はzhi (chih) と音すべきものであつて、余りにも竇と形
の似ているところから混用されたものとしか考えられない。従つて史記大宛伝について言えば、コタンの名を于

眞としているのは、本来于眞と記してあったのを後人が于闐と写し誤ったのか、或いは于闐とあったのを于眞とも写し、それが于眞と誤られたのか、その何れかであろう。大宛伝には于闐と書かれていた形迹を示すものはないが、漢書西域伝に于闐と記しているのは史記の大宛伝の標記を踏襲したものに相違ないと考えられるから、大宛伝には于闐を作ったテキストもあつたとすべきであろう。そして私は管子輕重篇の編者、少くとも禹氏の玉に関する記事をそこに挿入した編者の、参照した史記大宛伝にはコタンを于眞と記していたのをそのままに受取つて、これを別に伝えられていた禹氏という国名或いは部族名と結びつけ、禹氏と改め記したものであろうと考える。于眞の名を用いずこれを禹氏と改めたのは、漢の武帝の時から知られた名称を避け、これを古めかしくして管子の体裁を整えようとしたのである。従つて逸周書土會篇の「禹氏の駒駿」の禹氏や禹氏の異訳とされる穆天子伝の「禹知之平」の禹知は管子輕重篇の禹氏と同一であるとは考えられないけれども、それらはいづれもうした名称の部族か土地の名が伝えられていたことを示すもので、管子輕重篇に「禹氏の玉」という名称が挿入される背景をなしていたと解すべきであろう。

私は嘗て所謂シナ＝カロシュティー銭がコタン地方に行われた錢貨であると考えられる理由の一として、そのカロシュティー文字の銘文の (*y or j*) *uthu* (*or tha*) *bi* (*or ni²*) *raja*をコタン王の意にもとれることを挙げ、禹氐を禹氏の誤ではないかと論じたことがある。⁽²²⁾ しかしこのたび改めて禹氏は于眞の誤記于眞を古めかしく見せる意図から禹氏としたものであると考え、その大要を記した次第である。

註

- (1) べく最も新しい例の「*いたば*」譯其譲主篇『中國歴史地図集』第一巻、上海、地図出版社、一九八一年十月刊、二二一—二二二、五六頁である。

(2) 「張騫の遠征」〔(東西交通史論叢)八一九頁、『秦原隕藏全集』第二卷(二四二—二七二頁)。

(3) 「鼂氏の^山と江漢の珠」〔(東西交通史論)、上巻、昭和二十四年五月、史學余篇、富士房甲、四一八頁)。

(4) 漢代に道と呼された地名の分布は「*いたば*」Hans Bielenstein, The Restoration of the Han Dynasty, Bulletin: The Museum of the Far Eastern Antiquities, 39, 1987, p. 149; *Do.*, The Bureaucracy of Han Times, Cambridge University Press, 1980, cf. Index s. v. March (tao). 「*通鑑書*」*夷狄志*の^{安帝}鄧太后は、「*二國志*」卷九(魏志)曹真(正)に説いて亮の將馬騮が匪んだ安撫郡の^{安帝}鄧太后(縮印本)二二〇頁下段)によれば、「*中國歴史地図集*」第一巻二二二—二二三頁に漢代の^{安帝}鄧太后記述するが、その位置は松田博士の^{二二二}回。

(5) 「*呉氏末西徙大夏時故地考*」〔海寧王忠懿公遺書〕初集に取る観堂別集補遺。これが書かれたのは中興から一九二五年である。

(6) P.Pelliot, L'édition collective des œuvres de Wang Kouo-wei, T'oung Pao, 26, 1929, p.100.

(7) 北京、社会科学出版社、一九五九年四月刊、一車、一〇六八頁。

(8) 上巻、北京、中華書局、一九七九年十一月刊、二二二—二五七頁。

(9) 郭璞注、洪臯校。四部備要本卷一、二二一頁。Rémi Mathieu, Le Mu tianzi zhuan. Traduction annotée. Étude critique. Paris: Collège de France et Institut des Hautes Études Chinoises, 1978, (Mémoires de l'Institut des Hautes Études Chinoises), pp.14-15.

(10) Rému Mathieu, *Ibid.*, p.15 n. 11.

(11) 衛聚賢は^正じやゆえを體なるべく^{だく} Rému Mathieu, *Ibid.*, p. 15 n. 11. 二二二—二二三頁。Jaroslav Průšek, Chinese Statelets and the Northern Barbarians in the Period 1400-300B. C., Dordrecht (Holland): D. Peidel Publishing Company, 1971, p. 15. ふづく。

(12) Rému Mathieu, *op. cit.*, pp. 101—207.

(13) 漢書卷二十八^二夷狄志^二安帝^二鄧太后^二の條の烏支郡に注して「*烏支*」「*烏支*」「*安帝*」「*鄧太后*」であるのも参考やられる。

(14) リューベルト^二は大宛族の十箇を^二Yü-tshi^二と^二讀えどりれるを^二タシ^二の原名と考へた(F. F. von

Wang Kouo-wei, T'oung Pao, 26, 1929, p.100.

(1) その最も新しい例の一つは、譚其謙主編『中国歴史

地圖集〔第一冊〕上海 地圖出版社 一九八二年十月刊

(二) 「説書の遠近」(『説書の遠近』、『説書の遠近』、『説書の遠近』)

(2) 「張騫の遠征」(『東西交通史論叢』) 八一九頁
〔張騫全集〕第三卷一六五—一六六頁)。

附录全集 第三卷「六五」「六六更」

(三) 『皇清三才通鑑』(『東西文選異編』)卷一百一
和一四年五月、史學會編、叢山房刊、四十八頁)。

(4) 漢代に道と呼ばれた地名の分布については、Hans

Bielenstein, The Restoration of the Han Dynasty, 1

Bulletin: The Museum of the Far Eastern Antiquities,

39,1987,p.149:*Do*, The Bureaucracy of Han Times,

Cambridge University Press, 1980, *cf.* Index s. v.

March (tao). 「前漢書」地理志の安定郡の月氏道は、『[1]

國志】卷九
（魏志）曹真伝に諸葛亮の將馬稷が囮んだ安

定郡の月支城（縮印百衲本一三〇頁下段）であろう。中

『国歴史地図集』第二冊三二四頁に漢代の月支道を記す。その位置は松田博二の二圖に。

(5) 「用氏未西進大夏詩故地考」、「海寧王忠懿公遺書」初
していいが、その位置は松田博士のは同じ

(5) 「月日未西從力夏時畠地考」『海寧王忠慤公遺書』被集に取かる観堂別集補遺。これが書かれたのは「丑即ち

集に收められ堂元集著者
一九二五年である。

(6) P.Pelliot,L'édition collective des œuvres de

禹氏邊山の玉
櫛

Richthofen, China, I, Berlin, 1877, pp. 450, u. Ann. 1, 758)。その點論は「角へ」、「十宣」、「Yütschi」と讀んだのは正確である。

(15) 張文虎「校史記集解索隱正義札記」、北京、中華書局、一九七七年八月刊、下冊七一〇頁参照。

(16) 『史記今注考証』第一冊川真注。

(17) B. Karlgren, Analytic Dictionary, Nos. 998, 474; *De*, Grammatica Serica Resensa, Nos. 362, 429.

(18) A. Hermann in S. Hedin, Southern Tibet, VIII, Stockholm, 1922, p. 452. Ptolemy, VII.15.4. うち *Karpava*

スルカバニヤ、クハナヒテ *Karavene* へ論出、ロタハの安插した。但し A. Hermann, Das Land der Seide und Tibet in Lichte der Antike, Leipzig: K. F. Koehler Verlag, 1938 [Quellen und Forschungen zur Geschichte der Geographie und Völkerkunde, Bd. 1], pp. 121, 145 うち *Karpava* と読む。論の論出を取扱う。

(19) Kharosthi Inscriptions, Pt. III, Index, p. 341.

(20) ハトハシタニヒリツヤサ、即ち A. Stein, Ancient Khotan, cf. Index s. v. Khotan, 即ち P. Pelliot, Notes on Marco Polo, I, Paris: Imprimerie Nationale et Librairie Adrien-Maisonneuve, 1959, pp. 408-425 など。張仲炯「漢書西域伝地圖校釋」上冊、宋版、中華

書局、一九八一年刊、六八一七六頁にも論じられてゐるが、混迷を極めてゐる。

(21) 水沢利忠博士「史記今注考証校補」第八冊、昭和二十六年三月、全刊行会刊、卷一-三、第十三頁に夙に指摘されている。今、仁壽本二十五史所収の景印景祐監本によるべく確かめた。

(22) 「所謂シハ=カロシ」「テイ一錢につひて」、『東洋學報』第四二一卷第三号四八(一八四)頁。

(本稿は昭和五十七・五十九年度文部省科学研究費補助金・一般研究(3)「ヨーロシア社会史における遊牧・農耕及び通商に関する基礎的研究」における研究成果の一部である。)